

議案第八五号

三朝町表彰条例による表彰について

三朝町表彰条例第三条第一項第一号、第二号及び第四号によつて、次の者を表彰する。

昭和四十二年九月二十八日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

三朝町表彰条例第三条第一項第一号該当

(町議会議員勤続二十年以上)

町議会議員 川 北 庄 一

三朝町表彰条例第三条第一項第二号該当

(町職員勤続二十年以上)

課 長 福 安 辰 己

課長

安田真一郎

山岡文雄

事務局長

近藤繁徳

課長補佐

松原保

岡嶋達雄

三朝町表彰条例第三条第一項第四号該当

(学校教職員勤続二十五年以上)

町立小座小学校教諭

葛尾幸子

昭和四拾貳年九月八日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄